

財経第 365 号
平成 20 年 2 月 25 日

財団
法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中

社
会 生命 保険 協会
経 理 部 会
部会長 浜 田 淳 一

企業会計基準適用指針公開草案第 28 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲
の決定に関する適用指針（案）」に対する意見について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 20 年 1 月 24 日に公表されました、標記公開草案に関しまして、別紙のとおり、
当会としての意見を申し上げます。今後の検討におかれまして、ご配慮を賜りますよう
お願い申し上げます。

敬白

別紙

<第16項、第39項、第41項(第24項、第45項、第46項)>

(1) 第16項(4)で投資企業や金融機関(以下「投資企業等」という。)が子会社に該当しないとされる4つの要件が定められているが、同項(4)本文ただし書きにおいて、投資企業等が他の会社等の株式や出資を有しており、「当該他の会社等の株主総会その他これに準ずる機関を支配する意図が明確であると認められる場合を除く」とされている。この4つの要件をすべて満たし、かつ、「...支配する意図が明確であると認められる場合」は、極めて特殊な事例に限定されると考えられるので、具体例を明示していただきたい。(第16項(4)、第39項)

(2) また、投資企業等が子会社に該当しないとされる要件の1つとして、「当該他の会社等との間で、通常取引として投融資を行っているもの以外の取引がほとんどないこと」とあるが、この「通常取引として投融資を行っているもの以外の取引」の範囲が明確にされておらず、この定めを適用する際に混乱が生じるのではないかと考えられるため、この点を明示していただきたい。(第16項(4))

なお、当該範囲を明確にするにあたっては、以下の対応が考えられる。

- ・第21項において引用されている子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い
二 2(2)にある「重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引」を対象とする
- ・企業会計基準委員会第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」第9項(1)にある「一般競争取引による取引並びに預金利息及び配当の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引」以外の取引を対象とする。

(3) さらに、投資企業等が含まれる企業集団内の他の連結会社に保険会社が存在する場合、取引条件が一般の取引と同様な保険契約の存在が想定されるが、このような場合、「通常取引として投融資を行っているもの以外の取引がほとんどないこと」には該当し、「当該他の会社等の株主総会その他これに準ずる機関を支配する意図が明確であると認められる場合」には該当しないという理解で相違ないかを確認させていただきたい。(第16項(4)、第39項、第41項)

(4) なお、投資企業等が関連会社に該当しない場合についても、子会社の場合と同様と考えられるが、この理解で相違ないことを合わせて確認させていただきたい。(第24項、第45項、第46項)

<第16項、第24項等>

投資企業や金融機関が子会社に該当しない要件の1つとして、第16項(4) および第24項で「当該他の会社等とのシナジー効果も連携関係もないこと」とあるが、どのようなケースでシナジー効果や連携関係があると判断されるのかが不明確であり、この定めを適用する際に混乱が生じるのではないかと考えられるため、この点を明示していただきたい。

例えば、業務提携契約を締結しているなど、重要性の高いもの(影響の大きいもの)に限定することが考えられる。

<第26項>

第26項で利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため持分法を適用しない関連会社に関する定めがあるが、この定めを適用する際の混乱を避けるため、子会社の場合(第19項)と同様に、具体例を明示していただきたい。

以 上